

奈良県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十九年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
下辻歯科医院	大和高田市大字根成柿三二三	平成二十九年三月二十五日
五條市応急診療所	五條市野原西五丁目二一五九	平成二十九年四月一日
やまと歯科医院	天理市中之庄町三九二一	平成二十九年五月一日
阪口眼科	五條市住川町二〇四番地	平成二十九年五月一日